二号」に改め、同項第十四号中「附則第六条第一項第十四号」を「前条第一項第十四号」に改め、同項第十六号中「地方税法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準」を「地方税法附則第十七条の二第一項に規定する修正基準」に改め、同項第十八号中「四八〇、二六五円」を「四七九、七四四円」に改め、同項第十九号中「附則第六条第一項第十八号」を「前条第一項第十七号」に改め、同項第二十号中「附則第六条第一項第十九号」を「前条第一項第十八号」に改め、同項第二十一号を次のように改める。

二十一　国の補助金を受けて施行する駐留軍用地跡地利用推進事業に要する経費のうち、当該年度において沖縄県の区域内の市町村が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額

附則第七条第五項に次の一号を加える。

二十二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この号において「番号利用法」という。）の施行に伴い実施するセキュリティ対策に要する経費のうち、次によつて算定した額の合算額に〇・八を乗じて得た額

イ　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に規定する住民基本台帳に関する事務を処理するための情報システム及び番号利用法に規定する事務の処理に関する地方公共団体における住民等の情報の管理番号の管理のための情報システム（以下この号において「既存住基システム等」という。）をインターネットから物理的又は論理的に分離する作業に要する経費として総務大臣が調査した額

ロ　既存住基システム等と地方公共団体総合行政ネットワークの接続を確保する作業又は地方公共団体総合行政ネットワークの通信設定を行う作業若しくは接続先の設定変更を行う作業に要する経費として総務大臣が調査した額

附則第七条第五項を同条第四項とし、同条第六項第二号中「附則第六条第三項第二号」を「前条第三項第二号」に改め、同項第三号中「附則第六条第三項第三号」を「前条第三項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項第二号中「同号中」を「同項中」に改め、「五八円」と」の下に「、「六円」とあるのは「六七円」と、「附則第六条第四項第一号」とあるのは「附則第七条第七項第二号」と」を加え、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「並びに附則第六条第七項及び第八項」を「及び前条第七項から第九項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　平成二十七年度に限り、人事院規則九―四九（地域手当）別表第二第二号に掲げる官署の存する市町村のうち、当該年度における地域手当支給総額が、当該官署について人事院が定める地域手当の割合を当該市町村の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した地域手当の支給総額（以下この項において「特例地域手当支給総額」という。）を上回る市町村（地域手当支給総額が特例地域手当支給総額以下となる市町村に準ずるものとして総務大臣が認める市町村を除く。）にあつては、第五条第一項第四号イ及び前項において準ずるものとされる第四条第一項第三号ホ並びに前条第八項の規定による算定額は、これらの規定にかかわらず、地域手当支給総額から特例地域手当支給総額を控除して得た額（以下この項において「特例地域手当超過支給額」という。）に、第四条第一項第三号ホ及び附則第六条第八項に準じて算定した額から特例地域手当超過支給額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・二を乗じて得た額を加えた額とする。

附則第七条第十一項を削る。

附則第十条第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第二項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「第四十一号、第四十二号及び第四十九号」を「第三十九号、第四十号及び第四十七号」に改める。

附則第十一条第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第二項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「、同号ロの表第一号及び第五号」を「並びに同項第一号ロの表第一号及び第五号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十七年度分の特別交付税から適用する。